

**11月は 労働保険適用促進強化期間** です

**労働保険に加入しましょう**

**従業員のため、会社のために、加入することは事業主の責任です。**

**労働保険＝労災保険と雇用保険**

労働者の生活の安定、福祉の増進等を図ることを  
目的に、国が直接管理運営している保険です。

農林水産業の一部を除き、

**労働者を1人でも雇用する事業については、**

**法人・個人を問わず**

**加入が義務付けられています。**

厚生労働省では「未手続事業の一扫」を年間通じた主要課題と位置づけた上で、  
平成22年度から11月を「労働保険適用促進強化期間」とし、  
集中的な適用促進活動を展開しています。

**まだ、加入手続きをされていない事業主の方は、  
速やかに手続きをしてください。  
手続の方法や労働保険の申告・納付方法等について  
ご不明な点がありましたら、  
鳥取労働局又は最寄りの労働基準監督署・ハローワーク  
にお尋ねください。**



**鳥取労働局**

この記事に関するお問い合わせ先  
鳥取労働局総務部 労働保険徴収室 TEL 0857-29-1702